

障がい者福祉サービス 重度訪問介護 重要事項説明書

1 重度訪問介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	特定非営利活動法人 せかんど
代表者氏名	代表理事 松上 達史
本社所在地 (連絡先)	〒590-0142 堺市南区檜尾 3093-7 TEL 072-260-1294 FAX 072-260-1295
設立年月日	平成 11 年 6 月 15 日

2 ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	特定非営利活動法人 せかんど 三国ヶ丘
サービスの主たる対象者	身体障がい者・難病等対象者
堺市指定事業所番号	重度訪問介護 2716500778 号 (平成 24 年 5 月 1 日指定)
事業所所在地	〒591-8037 堺市北区百舌鳥赤畑町 2 丁 47 DWELL 三国 101
相談担当者名	TEL 072-202-1294 FAX 072-202-1295 相談支援事業部 管理者 松浦 博也
事業所の通常の事業実施地域	堺市全域
事業所が行なう他の指定障がい福祉サービス	指定地域移行支援 : 2716500071 号 (平成 24 年 5 月 1 日指定) 指定地域定着支援 : 2716500071 号 (平成 24 年 5 月 1 日指定) 指定計画相談支援 : 2716500071 号 (平成 24 年 5 月 1 日指定) 指定障がい児相談支援 : 2716500049 号 (平成 24 年 5 月 1 日指定) 居宅介護 : 2716500778 号 (平成 24 年 5 月 1 日指定) 移動支援事業 : 2766540435 号 (平成 24 年 5 月 1 日指定)

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	特定非営利活動法人 せかんどが設置する特定非営利活動法人 せかんど 三国ヶ丘 (以下「事業所」という。)において実施する指定障がい福祉サービス事業の重度訪問介護 (以下「重度訪問介護」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、重度訪問介護の円滑な運営を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な居宅介護の提供を確保することを目的とする。
-------	---

運 営 方 針	<p>事業所は、利用者が居宅にておいて自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況に応じて、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。</p> <p>2. 居宅介護の実施に当っては、利用者の必要なときに必要な居宅介護の提供ができるよう努めるものとする。</p> <p>3. 居宅介護の実施に当っては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障がい福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。</p> <p>4. 前3項のほか、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成24年法律第51号。以下「新法」という。）及び「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障がい福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。</p>
---------	---

(2) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日～土曜日（国民の祝日及びお盆休み8月13日～8月15日及び年末年始休み12月31日～1月3日は休業）
営 業 時 間	月曜日から金曜日は午前9時から午後5時まで 土曜日は、午前9時から午後12時30分まで

(3) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日～土曜日（国民の祝日及びお盆休み8月13日～8月15日及び年末年始休み12月31日～1月3日は休業）
サービス提供時間	午前9時から午後5時まで

(4) 事業所の職員体制

事業所の管理者	深見 麻江
---------	-------

職 種	職 務 内 容	人 員 数
管 理 者	<p>1 従業者及び業務の管理を、一元的に行います。</p> <p>2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。</p>	常 勤 1 人

サービス提供責任者	<p>1 利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、障がい福祉サービスが適切に行われるようアセスメントを実施し、援助の目標を達成するための手順と所要時間を明確にした手順書を作成します。</p> <p>2 利用者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した重度訪問介護計画を作成します。</p> <p>3 利用者及びその同居の家族に重度訪問介護計画の内容を説明し、同意を得て交付します。</p> <p>4 重度訪問介護計画の実施状況の把握を行ない、必要に応じて重度訪問介護計画の変更を行います。</p> <p>5 指定重度訪問介護事業所に対する指定重度訪問介護の利用の申込みに係る調整を行います。</p> <p>6 重度訪問介護従業者（以下ヘルパーという）等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行います。</p> <p>7 ヘルパーに対して、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達します。</p>	<p>常 勤 1 人 非常勤 1 人</p>
ヘルパー	<p>1 重度訪問介護計画に基づき、重度訪問介護サービスを提供します。</p> <p>2 サービス提供後、サービスの提供日、内容、利用者の心身の状況等について、サービス提供責任者に報告を行います。</p>	<p>常 勤 4 人 非常勤 6 人</p>

3 提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
重度訪問介護計画の作成	利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた手順書を作成し、この手順書をもとに重度訪問介護計画を作成します。
重度訪問介護サービスの提供	入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行います。

(2) ヘルパーの禁止行為

ヘルパーはサービスの提供にあたって次の行為は行いません。

①医療行為

②利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり

③利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受

④利用者の同居家族に対するサービス

⑤利用者の日常生活の範囲を超えたサービス（大掃除、庭掃除など）

⑥利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食

⑦身体拘束その他利用者の行動を制限する行為

（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）

⑧その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの料金とその利用者負担額について

提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。利用者の方には、所得区分ごとの負担上限額に応じて、原則として利用料の1割を利用者負担額として負担していただくことになります。

* 世帯の所得に応じて4区分の月額負担上限額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

区 分	世帯の収入状況		月額負担 上限額
生活保護	生活保護受給世帯		0円
低所得	市民税非課税世帯		0円
一般1	市民税課税世帯	居宅で生活する 18歳未満の障がい児	4,600円
		居宅で生活する18歳以上の障がい者及び20歳未満の施設入所者	9,300円
一般2	市民税課税世帯に属する方で、「一般1」以外の方		37,200円

※低所得：市民税非課税世帯に属する方

一般1：市民税課税世帯に属する方で、次のア又はイに該当する方

ア 居宅で生活している方で、市民税所得割額が16万円

(18歳未満の場合は28万円)未満の方

イ 施設に入所している20歳未満の方で、市民税所得額が28万未満の方

一般2：市民税課税世帯に属する方で、「一般1」以外の方

世帯：住民票上の世帯が原則ですが、18歳以上の場合は本人とその配偶者のみを世帯としてみなします

利用料金の目安は、次表のとおりです。(5級地)

1 時間未満		1 時間以上 1 時間 30 分未満		1 時間 30 分以上 2 時間未満		2 時間以上 2 時間 30 分未満	
利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
1950 円	195 円	2904 円	291 円	3869 円	387 円	4833 円	484 円
2 時間 30 分以上 3 時間未満		3 時間以上 3 時間 30 分未満		3 時間 30 分以上 4 時間未満			
利用料	利用者負担額	利用料	利用料	利用料	利用者負担額		
5808 円	581 円	6762 円	677 円	7738 円	774 円		
4 時間以上 8 時間未満				8 時間以上 12 時間未満			
利用料		利用者負担額		利用料		利用者負担額	
8639 円 (4 時間まで) に 30 分増すごとに +901 円		864 円に 30 分増すごとに +91 円		15847 円 (8 時間までに 30 分増すごとに +901 円		1585 円に 30 分増すごとに +91 円	
12 時間以上 16 時間未満				16 時間以上 20 時間未満			
利用料		利用者負担額		利用料		利用者負担額	
23002 円 (12 時間まで) に 30 分増すごとに +848 円		2301 円に 30 分増すごとに +85 円		29849 円 (16 時間まで) に 30 分増すごとに +911 円		2985 円に 30 分増すごとに +92 円	
20 時間以上 24 時間未満							
利用料		利用者負担額					
37078 円 (20 時間まで) に 30 分増すごとに +848 円		3708 円に 30 分増すごとに +85 円					

- ※ 重度障がい者等包括支援の対象となる心身の状態にあれば、上記単価に 100 分の 15、障がい程度区分 6 に該当されれば、100 分 75 が加算されます。
- ※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、重度訪問介護計画に位置づけた時間数によるものとします。なお、計画時間数と実際にサービス提供に要した時間が大幅に異なる場合は、重度訪問介護計画の見直しを行いません。
- ※ サービス提供を行う手順書等により、市町村が 2 人派遣を認めた場合は、利用者の同意のもとヘルパー 2 人を同時派遣しますが、その場合の費用は 2 人分となり、利用者負担額も 2 倍になります。
- ※ 利用者の体調等の理由で重度訪問介護計画に予定されていたサービスが実施できない場合、利用者の同意を得てサービス内容を変更することができます。この場合、事業者は変更後のサービス内容と時間により利用料金を請求いたします。
- ※ 介護給付費等について事業者が代理受領を行わない(利用者が償還払いを希望する)場合は、介護給付費等の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に介護給付費等の支給(利用者負担額を除く)を申請してください。

【加算項目】

① サービス提供の時間帯により下表のとおり料金が加算されます。(円未満の端数は四捨五入)

提供時間帯名	早 朝	昼 間	夜 間	深 夜
時 間 帯	午前 6 時から 午前 8 時まで	午前 8 時から 午後 6 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 午前 6 時まで
加算割合	100 分の 25	/	100 分の 25	100 分の 50

② 事業所のとっている体制又は、対応の内容等により、下表のとおり料金が加算されます。
(円未満の端数は四捨五入)

加算項目	利用料	利用者 負担額	算定回数等
緊急時対応加算	1,060 円	106 円	身体介護又は通院等介助(身体介護を伴う場合)に限る。 1 回の要請につき 1 回、利用者 1 人に対し 1 月に 2 回を限度とする
初 回 加 算	2,120 円	212 円	初回月、1 回のみ
移動介護加算	1,060 円	106 円	外出時間が 1 時間未満の場合
	1,325 円	133 円	外出時間が 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合
	1,590 円	159 円	外出時間が 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合
	1,855 円	186 円	外出時間が 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合
	2,120 円	212 円	外出時間が 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合
	2,650 円	265 円	外出時間が 3 時間以上の場合
福祉・介護職員 処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 303 /1000	左記の 1 割	

※ 緊急時対応加算は、利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者が重度訪問介護計画の変更を行い、ヘルパーが重度訪問介護計画において計画的に訪問することとなっていないサービスを緊急に行った場合に加算します(対象となるサービスは、身体介護及び通院等介助(身体介護を伴う場合)に限ります)。

※ 初回加算は、新規に重度訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回のサービス提供と同月内に、サービス提供責任者が、自らサービス提供を行う場合又は他のヘルパーがサービス提供を行う際に同行した場合に加算します。

※ 福祉・介護職員処遇改善加算は、厚生労働省が定める基準に適合し、介護職員の賃金の改善等を実施している場合、加算します。

③ 利用者の依頼により、利用者の負担上限月額を超えて事業者が利用者負担額を徴収しないよう、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合は、以下の料金が加算されます。

内 容	利用料	利用者負担額	
利用者負担上限額管理加算	1,590 円	159 円	1 月あたり

4 その他の費用について

① 交通費	<p>通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合は、その実費を利用者から徴収するものとする。なお、この場合、事業者の自動車を使用したときは、次の額を徴収するものとする。</p> <p>(1) 事業所から片道2キロメートル未満 300円 (2) 事業所から片道2キロメートル以上 1キロメートル毎に 100円</p>	
②キャンセル料	前日17時までにご連絡の場合	無料
	前日17時以降にご連絡の場合	1提供あたり¥1,000円を請求いたします。
<p>※基本的に事情によらずご請求させていただきますので、宜しくお願い致します。</p>		
③ サービス提供にあたり必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用 ④ 通院等介助等におけるヘルパーの公共交通機関等の交通費	<p>利用者（お客様）の別途負担となります。</p>	

5 利用者負担額及びその他の費用の支払い方法について

利用者負担額その他の費用の支払い方法について	<p>利用者負担額及びその他の費用について、サービスを利用した月の翌月15日までに利用月分の請求書をお届けします。サービス提供の記録と内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <p>(ア)現金支払い (イ)事業者指定口座への振り込み (ウ)ゆうちょ銀行の自動引き落とし</p> <p>お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、保管をお願いします。</p> <p>また、介護給付費等について市町村より給付を受けた場合は、受領通知をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。</p>
------------------------	--

※ 利用料、その他の費用の支払いについて、支払い能力があるにもかかわらず支払い期日から2月以上遅延し、故意に支払いの督促から14日以内にお支払がない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 担当ヘルパーの変更を希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当ヘルパーの変更を希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください。	ア 相談担当者氏名	深見 麻江
	イ 連絡先電話番号	072-202-1294
	同 ファックス番号	072-202-1295
	ウ 受付日および受付時間	月～土 9時から17時

※ 担当ヘルパーの変更に関しては、利用者等の希望を尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

7 サービスの提供にあたっての留意事項

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

(2) 重度訪問介護計画の作成

確認した支給内容に沿って、利用者及び家族の意向に配慮しながら「重度訪問介護計画」を作成します。作成した「重度訪問介護計画」については、案の段階で利用者又は家族に内容を説明し、利用者の同意を得た上で成案としますので、ご確認いただくようお願いいたします。

サービスの提供は「重度訪問介護計画」にもとづいて行ないます。実施に関する指示や命令はすべて事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者等の訪問時の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

(3) 重度訪問介護計画の変更等

「重度訪問介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応

じて変更することができます。

また、サービス利用の変更・追加は、ホームヘルパーの稼働状況により利用者が希望する時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示するほか、他事業所を紹介するなど必要な調整をいたします。

(4) 担当ヘルパーの決定等

サービス提供時に、担当のヘルパーを決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数のヘルパーが交替してサービスを提供します。担当のヘルパーや訪問するヘルパーが交代する場合は、あらかじめ利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。

利用者から特定のヘルパーを指名することはできませんが、ヘルパーについてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

(5) サービス実施のために必要な備品等の使用

サービス実施のために必要な備品等(水道、ガス、電気を含む)は無償で使用させていただきます。また、ヘルパーが事業所に連絡する場合の電話を使用させていただく場合があります。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障がい者(児)施設における虐待の防止について」(平成 17 年 10 月 20 日障発第 1020001 号厚生労働省社会援護局障がい保健福祉部長通知)に準じた取扱いをするとともに、下記の対策を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	相談支援事業部 管理者 松浦 博也
-------------	-------------------

② 成年後見制度の利用を支援します。

③ 苦情解決体制を整備しています。

④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとしません。</p> <p>○事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>○また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>○事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
-------------------------	---

②個人情報の保護について	<p>○ 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障がい福祉サービス事業者等に、利用者の個人情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。</p> <p>○ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>○ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>
--------------	---

10 緊急時の対応方法について

①緊急時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に、下記の対応可能時間に連絡を受けた際は、利用者の状態に応じて、必要な対応を行います。

連絡先：特定非営利活動法人せかんど三国ヶ丘

電話番号 072-202-1294 （対応可能時間 9時から 17時）

②サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

緊急連絡先

医療機関名	
主治医氏名	
電話番号	

指定緊急連絡先

氏名	(続柄)
住所	
電話番号	

11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する居宅介護の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

市 町 村	市 町 村 名	堺 市
	担 当 部 ・ 課 名	障がい福祉部 障がい施策推進課
	電 話 番 号	0 7 2 - 2 2 8 - 7 8 1 8

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 富士火災海上保険（株）
保険名 賠償責任保険
保障の概要 対人・対物 1事故 1億円

12 身分証携行義務

居宅介護従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

13 心身の状況の把握

指定居宅介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

14 連絡調整に対する協力

居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用について市町村又は相談支援事業を行うものが行う連絡調整にできる限り協力します。

15 他の指定障がい福祉サービス事業者等との連携

指定居宅介護の提供に当り、市町村、他の指定障がい福祉サービス事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

16 サービス提供の記録

- ① 指定居宅介護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容、実績時間数及び利用者負担額等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- ② 指定居宅介護の実施ごとに、サービス提供実績記録票に記録を行い、利用者の確認を受けます。
- ③ これらの記録はサービス完結の日から5年間保存し、利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
(複写等にかかる費用は実費を負担いただきます。)

17 指定居宅介護サービス内容の見積もりについて

契約に際して、利用者のサービス内容に応じた見積もり(契約書別紙)を作成します。

18 苦情解決の体制及び手順

- (1) 提供した指定居宅介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)
- (2) 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
- ① 苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行う。
 - ② 管理者は、訪問介護員に事実関係の確認を行う。
 - ③ 相談担当者は、把握した状況をスタッフとともに検討を行い、時下の対応を決定する。
 - ④ 内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へ必ず対応方法を含めた結果報告を行う。(時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡する。)

<p>【事業者の窓口】 特定非営利活動法人 せかんど 三国ヶ丘</p>	<p>所在地 堺市北区百舌鳥赤畑町2丁47 DWELL 三国 101 電話番号 072-202-1294 ファックス番号 072-202-1295 受付時間 月～金曜日(祝日を除く) 午前9時から午後5時まで 苦情受付窓口 松浦 博也</p>
<p>【市町村の窓口】 堺市健康福祉局障がい福祉部</p>	<p>所在地 堺市堺区南瓦町3番1号 電話番号 072-228-7818 ファックス番号 072-228-8918 受付時間 月～金曜日(祝日を除く) 午前9時～午後5時30分 担当部署 障がい施策推進課</p>
<p>【公的団体の窓口】 大阪府社会福祉協議会 運営適正化委員会 「福祉サービス苦情解決委員会」</p>	<p>所在地 大阪府中央区谷町7-4-15 大阪府社会福祉会館2階 電話番号 06-6191-3130 ファックス番号 06-6191-5660 受付時間 月～金曜日(祝日を除く) 午前10時から午後4時</p>

サービス提供責任者(居宅介護計画作成者)

氏名 _____

19 サービス提供開始可能年月日

サービス提供開始が可能な年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

20 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

上記内容について、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号平成 18 年 9 月 29 日）」第 9 条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	堺市南区檜尾 3093-7	
	法人名	特定非営利活動法人 せかんど	
	代表者名	代表理事 松上 達史	印
サービス提供事業所	所在地	堺市北区百舌鳥赤畑町 2 丁 47 DWELL 三国 101	
	事業所名	特定非営利活動法人 せかんど 三国ヶ丘	
	説明者氏名		印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印